

農林水産ビジョン見直しに係る検討委員会の運営について

1 委員会の招集及び議事の運営

委員会は農林水産部長が招集し、座長は委員会の議事を運営する。

2 議事内容の公表

発言者名を記載しない議事要旨を、会議資料とともに、委員会終了後に府ホームページにて公表する。

会議資料は原則として公開する。ただし、特段の理由があると農林水産部長が認めた場合には、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 その他

(1) 農林水産部長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に参考人として出席を求めることができる。

(2) 農林水産部長は、必要に応じて、この運営の見直しを行う事ができる。